公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関			検出事項			是正を求める事項	措置の内容
教育庁 教育振興室 保健体育課	いものが		ハて、公有財産台帳に登録 ノター	としていないもの	検出事項について、速やかに公有財産台帳 に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等 処理要領に基づき、適正な事務処理を行われ たい。	公有財産台帳に登載を行	
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間		台帳等処理要領」及び「公有財産台帳等管理システ
	建物	3. 31 m²	モバイルW i MA X サービスの為の基地局一:	30,020円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31	【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認)	ム 操作マニュアル」を 用いて、会計事務を担当
	建物	21. 42 m²	ソフトバンクモバイル携 電話基地局一式		H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31	第31条 部局長等は、その所管する行政 財産の使用の許可の内容について、知	する職員を対象とした課内研修を実施し、周知徹
土地	0. 09 m²	ソフトバンクモバイル携 電話基地局一式	带 1,500円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31	事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係るない。	底を行った。 今後は、使用許可を行	
	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	360, 720円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31	て調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付	ったものについては、許可事務処理と同時に公有財産台帳に登載することとし、再発防止を図る。
	施設名	:大阪府立体育会館	官		31」のまま放置されていた。		
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	を行ったときは、システムを用いて使 用許可又は貸付情報を当該年度に登録	
	建物	自動販売機6台	自動販売機の設置	3, 299, 940円	(注1) H31. 4. 1~R2. 3.31	するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状	
	建物	自動販売機2台	自動販売機の設置	2, 299, 960円	(注2) H31. 4. 1~R2. 3.31	況に異動があったときは、システムを 用いて異動登録を行うものとする。	
	建物	無線機、モデム 等(32.97㎡)	携帯電話基地局	739, 690円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31		
	建物	34. 01 m ²	売店営業	1, 307, 880円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31		
	建物	16.06 m ²	事務室	360, 280円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31		
	建物	45. 04 m ²	事務室	1,010,440円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31		
	建物	44. 06 m²	ESCO事業用 機器設置	494, 200円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31		
	建物	64. 97 m²	事務室	1, 457, 460円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31		
	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	68, 680円	H31. 4. $1 \sim \mathbb{R} 2.3.31$		

建物	無線機器、屋内 アンテナ、電力 ケーブル等 (12.64㎡)	携帯電話基地局	283, 710円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31
建物	39. 21 m ²	事務室	879, 550円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31
建物	無線機器アンテ ナ等 (83.05 ㎡)	携帯電話基地局	1,863,000円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31
建物	テレビ中継に伴 う映像伝送機器 一式(1.12㎡)	テレビ中継に伴う 映像伝送	25, 270円	H31.4.1∼R2.3.31
建物	自動販売機5台	自動販売機の設置	3, 548, 880円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31
建物	貸ロッカー3台 (1.56㎡)	貸ロッカー	35, 100円	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31
建物	無線機器、屋内 アンテナ、電力 ケーブル等 (12.66㎡)	携帯電話基地局	284, 140円	H31. 4. 1 ∼R2. 3.31

※(注 $1\sim2$)は公有財産台帳に登録記録が全くなかった。 (注 $1\sim2$)以外は、公有財産台帳では許可期間が、「 $H30.4.1\sim H31.3.31$ 」のまま放置されていた。

監査(検査)実施年月日(委員:令和―年―月―日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)

対象受検機関			検出事項	Į		是正を求める事項	措置の内容	
教育庁 文化財保護課	ていない	ものがあった。	Jについて、公有財産台帳に	こ登録していな	財産台帳に登録するとともに、大阪 公有財産台帳への登録及で 府公有財産台帳等処理要領に基づ を行った。また、貸付契約 き、適正な事務処理を行われたい。 数量の誤りについては、I			
	施設名:大阪府立近つ飛鳥風土記の丘					で契約変更を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処		
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認)	理要領等に基づき、適正な事務処理	
	土地	送電線線下敷 2,982.02㎡	送電線 線下敷	43, 700円	(注1) H31.4.1~R2.3.31	第31条 部局長等は、その所管 する行政財産の使用の許可の	を行っていく。	
	土地	0.07 m ²	標識	免除	(注2) H29. 4. 1~R4. 3.31	内容について、知事が別に定 めるところにより公有財産台 帳に登載し、毎年一回、その許		
	※ (注2)		そでは許可期間が、「 H24. 4		1」のまま放置されていた。 1」のまま放置されていた。	可に係る行政財産の使用の状 況を実地について調査し、確 認しなければならない。		
	 種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	(貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管 する普通財産の貸付けの内容 について、知事が別に定める ところにより公有財産台帳に		
	土地	ガス管3本 (34~89m/m) 延べ47.4m	地下埋設管 (ガス管3本)	3,840円	(注1) H30. 4. 1~R5. 3.31			
	土地	0. 0636 m²	案内板設置	免除	(注1) H31.4.1~R2.3.31	登載し、毎年一回、その貸付 けに係る普通財産の使用の状 況を実地について調査し、確		
					1」のまま放置されていた。 1」のまま放置されていた。	認しなければならない。		
	施設名	:大阪府教育庁	广文化財調査事務所		【大阪府公有財産台帳等処理要 領】			
	 種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	(借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業		
	土地	第1種 電柱1本	電柱の設置	1,700円	(注1) H30.4.1~R5.3.31	にかかわる借地及び借家(借 建物)の契約等を行ったとき		
	土地	0.46 m²	歩道・擁壁	免除	(注2) H29. 4. 1~R4. 3.31	は、借用財産としてシステム を用いて借用登録を行うもの とする。		
			そでは許可期間が、「 H25.4 長に登録記録が全くなかっ		1」のまま放置されていた。			

施設名:大阪府立弥生文化博物館

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	公衆電話 (卓上型) 1台	公衆電話設置	3, 990円	(注1) H31. 4. 1~R2. 3.31
建物	自動販売機 1 台	自動販売機設置	18, 680円	(注2) H31.4.1~R2.3.31
土地	0. 3225 m²	案内板設置	免除	(注3) H31.4.1~R2.3.31
土地	0. 18 m²	バス停留所表示用 看板1基	600円	(注4) H31. 4. 1~R2. 3.31
土地	第1種 本柱1本 支線1本	電柱の設置	3, 400円	(注5) H30.4.1~R5.3.31
土地	電話柱2本	電話柱の設置	3,000円	(注6) H30.4.1~R5.3.31

- ※ (注1~4) 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1~H29.3.31」のまま放置されていた。
- ※ (注 5 ~ 6) 公有財産台帳では許可期間が、「H25. 4. 1 ~ H30. 3.31」のまま放置されていた。

施設名:大阪府立近つ飛鳥博物館

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	公衆電話 (卓上型) 1台	公衆電話設置	3, 990円	(注1) H31.4.1~R2.3.31
建物	16. 76 m²	飲食物類の販売	121, 500円	(注2) H31.4.1~R2.3.31

※ (注 $1 \sim 2$) 公有財産台帳では許可期間が、「H28. $4.1 \sim$ H29. 3.31」のまま放置されていた。

施設名:御勝山古墳

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間

(使用許可又は貸付状況)

- 第19条 部局長等は、使用許可 又は貸付を行ったときは、シ ステムを用いて使用許可又は 貸付情報を当該年度に登録す るものとする。
- 2 登録した使用許可又は貸付 情報の状況に異動があったと きは、システムを用いて異動 登録を行うものとする。

土地	5, 252. 89 m ²	御勝山公園	免除	H31. 4. 1 ∼R 2. 3.31
----	----------------------------------	-------	----	----------------------

※ 公有財産台帳では許可期間が、「H28.4.1~H29.3.31」のまま放置されていた。 施設名: 史跡舎密局跡

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
土地	75. 29 m²	道路敷地	免除	H31. 4. 1 ∼R6. 3.31

- ※ 公有財産台帳では許可期間が、「H26.4.1~H31.3.31」のまま放置されていた。
- 2 借用財産について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。

施設名:鶴田池東遺跡瓦窯収蔵庫

種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間借用料	借用期間
土地	堺市西区菱木3丁地内	106.8 m ²	収蔵庫 (鶴田池東遺跡	免除	H29. 4. 1 ∼
			瓦窯)		R 4.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H24.4.1~H29.3.31」のまま放置されていた。

施設名:岸和田収蔵庫

種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間借用料	借用期間
土地	岸和田市磯上町1丁目46-2	1, 626. 45 m ²	高架下 物件設置	免除	H30. 4. 1 ~ R5. 3.31

※ 公有財産台帳に登録記録が全くなかった。

施設名:大阪府北部地域埋蔵文化財遺物収

種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間 借用料	借用期間
土地	摂津市鳥飼中1丁目38	0.1m未満 84 m	水道管設置	免除	(注1) H31. 4.1 ~ R6. 3.31
土地	摂津市鳥飼中1丁目 38 (鳥飼仁和寺大橋高架下)	1, 053. 25 m ²	高架下 物件設置	免除	(注2) H30.4.1 ~ R5.3.31

- ※ (注 1) 公有財産台帳では借用期間が、「H26.4.1~H31.3.31」のまま放置されていた。
- ※ (注2) 公有財産台帳では借用期間が、「H25.4.1~H30.3.31」のまま放置されていた。

施設名:史跡伝王仁墓土地

種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間借用料	借用期間
土地	枚方市藤阪東町2	1本	路側標識設置	免除	H29. 4. 1 ~ R4.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H24.8.21~H29.3.31」のまま放置されていた。

施設名:史跡舎蜜局跡

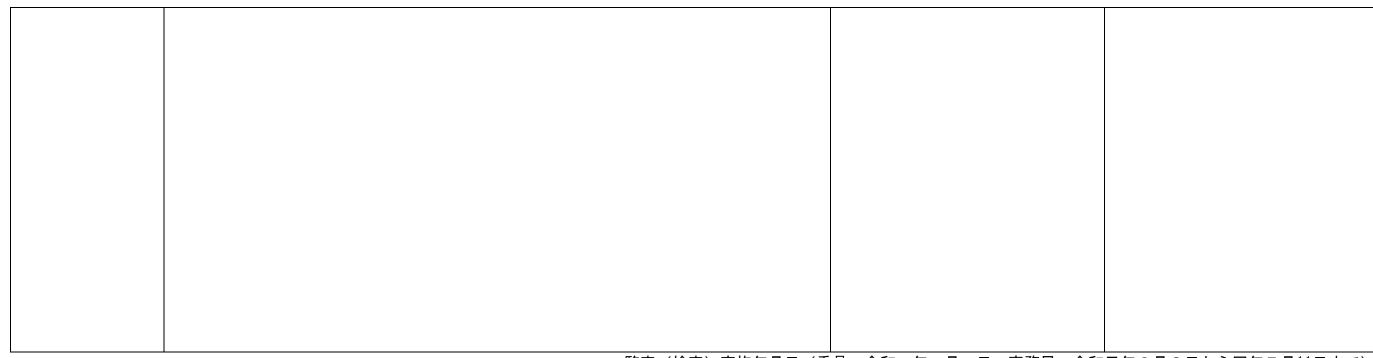
種別	所在地	借用数量	借用目的	年 間借用料	借用期間
土地	大阪市中央区大手前3-1先	1基	顕彰碑・記念碑 史跡・舎密局跡 標柱	免除	H31. 4. 1 ~ R6. 3.31

- ※ 公有財産台帳では借用期間が、「H26.4.1~H31.3.31」のまま放置されていた。
- 3 府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。また、当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。

施設名:大阪府教育庁文化財調査事務所

種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間
土均	誤)4,571.13 正)4,572.13 性 使用権割合 770㎡/3,400	#営利	事務所	(注1) 2,682,100円	H30. 4. 1 ~ R5. 3.31

※(注1)年間貸付料は平成30年度分(H30.4.1~H31.3.31)を記載している。 令和元年度分は公有財産台帳(土地)の価額改定に伴い貸付料も改定されている。 (令和元年度年間貸付料2,679,400円)



監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)

対象受検機関			検出事項 是正を求める事項		是正を求める事項	措置の内容	
港高等学校	下記の行政種別工作物	数財産の使用 許可数量 0.67㎡	許可について、公有財産 使用目的 災害時避難所表示板・ 津波避難施設表示板 (正門扉)	を対して登録を使用料を除る	許可期間 平30.4.1~ 令5.3.31	検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年5月27日)

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
山本高等学校	下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。						検出事項について、速やかに公有財産台帳 に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等 い	
	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間	処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	
	土地	八尾市山本町 北2丁目1番	3, 335 m²	学校運動用地	3, 000, 000円	平30. 4 . 1 ~平31. 3 . 31		な事務処理を行う。
							たときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】	
							第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所	
							有する財産(土地、建物など)を許可又 は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)によ り借り受けることをいう。	
							借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年5月24日)